（別紙様式第２－２号）**※標準様式**

共　同　研　究　契　約　書（案）

　　国立大学法人東京医科歯科大学（以下「甲」という。） と 株式会社（以下「乙」という。）は、 次の各条によって共同研究契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。

（定義）

第１条　本契約書における用語の定義は、次に定めるところによる。

　(1) 　「研究成果」とは、本契約に基づき得られたもので、第２条に規定される共同研究（以下「本共同研究」という。）の目的に関係し、本共同研究の実施に伴い生じたデータ及び実績報告書中で成果として確定された発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。

　(2) 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

　　イ　特許権、実用新案権、意匠権、商標権、半導体集積回路の回路配置利用権、育成者権、及び上記各権利の登録を受ける権利並びに外国における上記各権利に相当する権利

　　ロ　著作権法（昭和４５年法律第４８号）に規定する著作物の著作権（著作権法第２１条から第２８条に規定するすべての権利を含む）並びに外国における上記著作権に相当する権利（以下「著作権」という。）

　　ハ　秘匿することが可能な技術情報で、かつ、財産的価値のあるものであって、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）

２　「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウの対象となるものについては案出をいう。

３　知的財産権の「実施」とは、特許法（昭和３４年法律第１２１号）第２条第３項に定める行為、実用新案法（昭和３４年法律第１２３号）第２条第３項に定める行為、意匠法（昭和３４年法律第１２５号）第２条第２項に定める行為、商標法（昭和３４年法律第１２７号）第２条第３項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和６０年法律第４３号）第２条第３項に定める行為、種苗法第２条第５項に定める行為、著作権法第２条第１項第１５号及び同項第１９号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

４　「研究担当者」とは、本共同研究に従事する甲又は乙に属する別表第１に掲げる者及び第４条第３項に該当する者をいう。また、「研究協力者」とは、上記研究担当者以外の者であって本共同研究に協力する者をいう。

（共同研究の題目等）

第２条　甲及び乙は、次の共同研究を実施するものとする。

　(1)　研 究 題 目

　(2)　研究目的及び内容

　(3)　研 究 分 担　　　別表第１のとおり

　(4)　研究実施場所 国立大学法人東京医科歯科大学　及び　　　　　　株式会社

(5) 研究に要する経費　　　　　　　　　　　　　　円（消費税額及び地方消費税額を含む）

　　　　　　　　　　　　　　　（うち直接経費　　　　　　　　　　　　円）

　　　　　　　　　　　　　　　（うち間接経費　　　　 　　　　　　　円）

（研究期間）

第３条　本共同研究の研究期間は、契約締結日から　　年　　月　　日までとする。

（共同研究に従事する者）

第４条　甲及び乙は、それぞれ別表第１に掲げる者を本共同研究の研究担当者として参加させるものとする。

２　甲は、乙の研究担当者のうち甲の施設において本共同研究に従事させる者を民間等共同研究員として受け入れるものとする。

３　甲及び乙は、甲又は乙に属する者を新たに本共同研究の研究担当者として参加させようとするときは、あらかじめ相手方から書面による同意を得るものとする。

（実績報告書の作成）

第５条　甲及び乙は、双方協力して、本共同研究の実施期間中に得られた研究成果について、甲乙合意した書式による実績報告書（以下「実績報告書」という。）を、本共同研究完了の翌日から起算して６０日以内にとりまとめるものとする。

（ノウハウの指定）

第６条　甲及び乙は、協議の上、実績報告書に記載された研究成果のうち、ノウハウに該当するものについて、速やかに指定するものとする。

２　ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

３　前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとし、原則として、本共同研究完了の翌日から起算して３年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

（研究経費の負担）

第７条　乙は、第２条に掲げる研究に要する経費（以下「研究経費」という。）を負担するものとする。

２　研究経費の内訳は、別表第２のとおりとする。

（研究経費の納付）

第８条　乙は、研究経費を甲の請求書に定める納付期限までに納付しなければならない。

２　乙は、所定の納付期限までに前項の研究経費を納付しないときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額に年５パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

３　第１項の研究経費は、甲及び乙が別表第２の２に合意するところにより支払うものとする。

４　入金等に係る手数料は乙の負担とする。

（経理）

第９条　前条の研究経費の経理は、甲が行う。ただし、乙は、本契約に関する経理書類の閲覧を甲に申し出ることができる。甲は、乙から閲覧の申し出があった場合、これに応じなければならない。

（研究経費により取得した設備等の帰属）

第１０条　研究経費により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

（施設・設備の提供等）

第１１条　甲及び乙は、別表第３に掲げる施設・設備を本共同研究の用に供するものとする。

２　甲は、本共同研究の用に供するため、乙から別表第３に掲げる乙の所有に係る設備を乙の同意を得て無償で受け入れ、共同で使用するものとする。なお、甲は乙から受け入れた設備について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。

３　前項に規定する設備の搬入及び据付けに要する経費は乙の負担とする。

（共同研究の中止又は期間の延長）

第１２条　天災その他やむを得ない事由があるときは、甲乙協議の上、本共同研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。この場合において、甲又は乙は、その責を負わないものとする。

（研究の完了又は中止等に伴う研究経費等の取扱い）

第１３条　前条の規定により本共同研究を中止した場合において、納付された研究経費に不用が生じた場合は、乙は甲に不用となった額の返還を請求できる。甲は乙からの返還請求があった場合には、これに応じなければならない。

２　甲は、研究期間の延長により納付された研究経費に不足を生じる恐れが発生した場合には、直ちに乙に書面により通知するものとする。この場合において、乙は甲と協議の上、不足する研究経費を負担するかどうかを決定するものとする。

３　甲は、本共同研究を完了し、又は中止したときには、乙から受け入れた設備を研究の完了又は中止の時点の状態で乙に返還するものとする。この場合において、撤去及び搬出に要する経費は、乙の負担とする。

（研究成果の扱い）

第１４条　甲及び乙は、教育又は研究の目的の範囲で本共同研究の研究成果を無償で自由に実施できるものとする。また、本共同研究の研究担当者のうち甲に属する又は属していた者は、民間企業に属する場合を除き、本共同研究の研究成果に係る知的財産権を、教育及び研究の目的に実施することができるものとする。

２　本共同研究の成果として生じた有体物の管理方法、処分の方法については、甲乙が協議して定める。

（知的財産権の出願）

第１５条　甲及び乙は、本共同研究の実施に伴い発明等が生じた場合には、速やかに相互に通知しなければならない。

２　本共同研究により得られる知的財産権の持分は、甲又は乙に属する研究担当者の貢献に応じて、甲及び乙協議の上、定めるものとする。

３　甲又は乙に属する研究担当者が本共同研究の結果、単独で発明等をなしたときは、当該発明等に係る知的財産権は当該研究担当者の属する当事者に単独で帰属するものとするが、甲又は乙はそれぞれ、当該知的財産権（著作権及びノウハウを除く。）に係る出願の前にあらかじめ書面で相手方の確認を得るものとする。この場合、出願手続き及び権利保全に要する費用（以下「出願等費用」という。）は、出願を行う者が負担するものとする。

４　甲及び乙は、甲に属する研究担当者及び乙に属する研究担当者が本共同研究の結果共同して発明等をなし当該知的財産権に係る出願を行うときは、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分、維持管理に関する事項等を協議して定めた上で、別途締結する共同出願等契約に基づきこれを行う。

（外国出願）

第１６条　前条の規定は、本共同研究に基づく知的財産権（著作権及びノウハウを除く。）の外国における出願、権利保全等（以下「外国出願」という。）についても適用する。

（甲の知的財産権）

第１７条　甲は、第１５条第３項により甲に帰属した知的財産権（著作権及びノウハウを除く。以下「甲の知的財産権」という。）の実施権（独占的実施権を含む）について、当該知的財産権の出願時に乙が希望する場合には、乙に当該出願をしたときから１８ヶ月間の優先交渉権（以下「オプション権」という。）を付与し、当該期間中は乙又は乙の指定する第三者以外には許諾しないものとする。

２　前項のオプション権の有効期間中の当該知的財産権に係る出願等費用は、第１５条第３項の定めにかかわらず、乙がその全額を負担するものとする。３　本契約の他の定めにかかわらず、甲の知的財産権の実施権が乙又は乙の指定する第三者に許諾された場合でも、乙又は乙の指定する第三者が本共同研究終了後５年以内に甲の知的財産権について実施又は実施に向けた合理的努力をしていない場合には、甲は当該知的財産権を第三者に実施許諾できるものとする。

（共有に係る知的財産権）

第１８条　第１５条第４項により共有とされた知的財産権（著作権及びノウハウを除く。以下「共有に係る知的財産権」という。）の実施権について、当該知的財産権の出願時に乙が希望する場合には、甲は当該知的財産権を出願したときから３年間（以下「オプション期間」という。）乙又は乙の指定する第三者以外に実施許諾しないことに同意する。ただし、当該オプション期間中の当該知的財産権に係る出願等費用は、乙がその全額を負担するものとする。

２　乙又は乙の指定する第三者が共有に係る知的財産権を実施する場合には、乙は甲に対し別途協議・決定する実施料を支払うものとする。

３　乙が第１項のオプション期間の設定を希望しない場合には、当該知的財産権に係る出願等費用は、原則として、甲及び乙がその持分に応じ負担する。

４　前項の場合において、甲が乙に当該知的財産権の第三者への実施許諾を申し入れたときは、乙は正当な理由なくこの申し入れを拒否できないものとする。

５　本契約の他の定めにかかわらず、乙又は乙の指定する第三者が本共同研究終了後５年以内に共有に係る知的財産権について実施又は実施に向けた合理的努力をしていない場合には、甲は当該知的財産権を第三者に実施許諾できるものとし、乙は甲から当該許諾の申し入れがあった場合にはこれに同意しなければならない。

６　共有に係る知的財産権を第三者に実施許諾する場合の当該第三者からの実施料は、当該知的財産権の持分に応じ、甲乙間で配分するものとする。

（著作物及びノウハウに係る知的財産権）

第１９条　著作物及びノウハウに係る知的財産権の実施及び実施許諾については、甲に帰属する当該知的財産権については第１７条第１項（但し、オプション権の開始は第１５条第１項の通知から３０日以内に乙が希望したときから）及び第３項の規定、甲乙共有の当該知的財産権については、第１８条第１項（但し、オプション期間の開始は第１５条第1項の通知から３０日以内に乙が希望したときから）、第２項、第４項乃至第６項の規定に従うものとする。

２　甲及び乙は、相手方及び第三者による著作物の利用について、著作者人格権の不行使等の権利処理を行うものとする。

（情報交換）

第２０条　甲及び乙は、本共同研究の実施に必要な情報、試料、その他研究材料／機器（以下「本情報等」）を、自己の裁量により、相互に無償で提供するものとする。ただし、本情報等は第２条に記載の研究目的のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならない。

２　甲及び乙は、提供された本情報等を、本共同研究完了後、又は本共同研究中止後、それぞれ相手方に返還又は破棄するものとする。

（秘密の保持）

第２１条　甲及び乙は、本契約の各条項並びに本共同研究の実施に伴い相手方から提供又は開示を受けた情報であって、当該提供又は開示の際に相手方より秘密である旨明示されたもの（第１号から第６号までに該当するものを除く。以下「秘密情報」という。）について、研究担当者並びに自己に属する本共同研究の実施及び管理のために秘密情報を知る必要がある者（以下「秘密情報知得者」という。）以外に開示・漏洩してはならない。また、甲及び乙は、秘密情報について、秘密情報知得者がその所属を離れた後も含め秘密として保持する義務を、当該秘密情報知得者に対し負わせるものとする。

(1)　提供又は開示を受けた際、既に自己が保有していた情報

(2)　提供又は開示を受けた際、既に公知となっている情報

(3)　提供又は開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報

(4)　正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に取得した情報

(5)　秘密情報によることなく独自に開発・取得した情報

(6)　書面により事前に相手方の同意を得た情報

２　甲及び乙は、秘密情報を本共同研究以外の目的に使用してはならない。

３　前２項の有効期間は、第３条の本共同研究開始の日から、本共同研究完了又は中止後３年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

（研究成果の公表等）

第２２条　甲及び乙は、本共同研究完了又は本共同研究中止（研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末）の翌日から起算し３ヶ月以降、本共同研究によって得られた研究成果（研究期間が複数年度にわたる場合は当該年度に得られた研究成果）について、前条で規定する秘密保持の義務を遵守した上で発表又は公開すること（以下「研究成果の公表等」という。）ができるものとする。ただし、研究成果の公表という大学の社会的使命を踏まえ、相手方の同意を得た場合は、公表の時期を早めることができるものとする。なお、いかなる場合であっても、相手方の同意なく、ノウハウを開示してはならない。

２　前項の場合、甲又は乙（以下「公表希望当事者」という。）は、研究成果の公表等を行おうとする日の３０日前までにその内容（以下「公表希望内容」という。）を書面にて相手方に通知しなければならない。また、公表希望当事者は、相手方の事前の書面による了解を得た上で、相手方の名義、略称、標章等（以下、「名称等」という。）及び公表等を行う内容が本共同研究の結果得られたものであることを明示することができる。

３　前項による通知を受けた相手方は、当該研究成果の公表等が将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断したときは、当該通知受理後１５日以内に公表希望内容の修正を書面にて公表希望当事者に通知するものとし、公表希望当事者は、相手方と十分な協議をしなくてはならない。公表希望当事者は、当該研究成果の公表等が将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断される部分については、相手方の同意なく、当該公表等をしてはならない。ただし、相手方は、正当な理由なく、かかる同意を拒んではならない。

４　第２項の通知しなければならない期間は、本共同研究完了又は中止の翌日から起算して２年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

（名義使用）

第２３条　乙は、甲の名称等を本共同研究の成果に基づいて開発する製品の広告、パッケージ、販売促進資料その他の営利目的に使用してはならない。ただし、事前に書面による甲の承諾を得た場合、その承諾範囲内に限り甲の名称等を使用することができる。

（研究協力者の参加及び協力）

第２４条　甲又は乙のいずれかが、本共同研究遂行上、研究担当者以外の者の参加ないし協力を得ることが必要と認めた場合、相手方の事前の同意を得た上で、当該研究担当者以外の者を研究協力者とすることができる。

２　前項により、研究担当者以外の者を研究協力者として参加させることについて、相手方に同意を求めた甲又は乙（以下「責任当事者」という。）は、当該研究協力者に本契約内容を遵守させなければならない。

３　研究協力者が本共同研究の結果、発明等を行った場合は、責任当事者は、第１５条の規定における責任当事者の研究担当者の発明等と見做し、第１５条の規定を準用するものとする。

（安全保障輸出管理）

第２５条　契約当事者は、本契約に従って他の契約当事者から提供される貨物（機器、試料等を含むが、これらに限定されない。以下、同じ。）又は技術を、輸出又は提供する場合は、「外国為替及び外国貿易法」とこれに基づく政令、省令、通達等、並びに関連する外国政府の関係法令等（米国輸出管理規則を含むが、これに限定されない。）を遵守しなければならない。

２　契約当事者は、本契約に従って他の契約当事者から提供される貨物又は技術を、核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイル兵器等の大量破壊兵器の開発、設計、製造、保管又は使用等の目的、軍事用途の目的あるいはその他の国際的平和及び安全の維持の妨げとなる目的で自ら利用をしてはならず、又、かかる目的を有する第三者に直接・間接を問わず輸出又は提供してはならない。

（反社会的勢力の排除）

第２６条　甲及び乙は、相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

　(1) 自己（自己の役員その他経営に実質的に関与する者を含む。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、又はその他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないこと

　(2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと

　(3) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

　　イ　相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

　　ロ　偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は相手方の信用を毀損する行為

　　ハ　法的な責任を超えた不当な要求を行う行為

　　ニ　その他前各号に準ずる行為

２　甲又は乙は、相手方の前項の確約が虚偽であった場合又は相手方が前項の確約に反する行為をした場合は、何らの催告なしに直ちに本契約を解約することができる。

３　甲又は乙は、前項により本契約を解約したことにより相手方に損害が生じたとしても、一切の損害賠償義務を負わないものとする。

（契約の解除）

第２７条　甲は、乙が研究経費を第８条第１項の納付期限までに納付しないときは、本契約を解除することができる。

２　甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後３０日以内に是正されないときは、本契約を解除することができるものとする。

(1)　相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき。

(2)　相手方が本契約に違反したとき。

（損害賠償）

第２８条　甲又は乙は、前条に掲げる事由又は自己、自己の研究担当者若しくは自己の研究協力者が故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えたときには、その損害を当該相手方に対して、賠償しなければならない。

（契約の有効期間）

第２９条　本契約の有効期間は、第３条に定める研究期間と同一とする。

２　本契約の失効後も、第５条及び第６条、第１３条から第２４条、前条及び第３１条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

（協議）

第３０条　本契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（裁判管轄）

第３１条　本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

　本契約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各１通を保管するものとする。ただし、本書において、電子契約により締結した場合、電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

　　　年 　月 　日

　　　　　　　　　　　　　（甲）東京都文京区湯島一丁目５番４５号

　　　　　　　　　　　　　　　　国立大学法人東京医科歯科大学

学長　田中　雄二郎　　　印

　　　　　　　　　　　　　（乙）

株式会社

　　　印

別表第１ （第４条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 氏　　　　名 | 所属部局・職名 | 本研究における役割 |
| 甲 |  |  |  |
| 乙 |  |  |  |

（注）研究代表者には氏名に※印を付すこと。また、民間等共同研究員（第４条第２項）には氏名に◎印を付すこと。

別表第２ （第７条、第８条、第１０条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 共同研究費 | 民間等共同研究員費 |
| 乙 | 円  （消費税額及び地方消費税額含む）  （うち直接経費 　 　　 　 円）  （うち間接経費 　 　　 　 円） | 円 |
| 合計 | 円 | 円 |

別表第２の２　（第８条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 支払時期 | 支払金額 |
| 第１回 | 請求書発行日から当該請求書に定める支払期限 | 円 |
| 第２回 |  | 円 |

別表第３ （第１１条関係）　共同研究の用に供する設備及び施設

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 設備名 | 施設名 |
| 甲 |  |  |
| 乙 |  |  |